

最高裁秘書第3247号

令和7年10月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

第1 苦情の申出の内容

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官が官舎を退去した際の修繕費用の見積基準が書いてある文書
- (2) 裁判官の官舎の管理当番及び掃除当番の標準的な説明文書

2 苦情の申出がされた日

令和6年12月27日付け（令和7年1月6日受付）

第2 答申番号

令和7年度（最情）答申第29号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240.（直通）